

食品安全委員会（第 7 1 3 回会合）議事概要

日 時：平成 3 0 年 9 月 2 5 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 3 6

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 3 名出席

傍聴者：報道 0 名、行政機関 1 名、一般 0 名

議事概要

（１）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 3 品目（評価要請の取下げ）

- 〔１〕セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料（セファ
ピリンベンザチン「コーキン」）
- 〔２〕牛の乳房注入剤（KPドライ-5G）
- 〔３〕セファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤
（KPラック-5G）

→農林水産省から説明。

本件について、取り下げられたものと認め、調査審議は中止することとなった。

・動物用医薬品 3 品目

- 〔１〕鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクトIB/AK）の再審査
- 〔２〕ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（アビ
テクトNB/TM）の再審査
- 〔３〕鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクトIB/AK1000）の再
審査

（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明。

本件については、食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨をリスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（２）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見について

・動物用医薬品「バルネムリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、「一日摂取許容量（ADI）を 0.008 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤（エコノア1%プレミックス及び同10%プレミックス）（再審査）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案を一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」について

(5) 「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」の改訂について

→事務局から説明。

本指針に基づいて、食品健康影響評価に関する個別の案件の審議を専門調査会で進めることとなった。